部長及び参事官　　刑企発第１９０号
殿　　（生企、交企、備ー）
所　属　長　　令和８年６月２日
５年保存（口訓）
本　部　長

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則の適切な運用について（通達乙）

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第39号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和８年国家公安委員会規則第12号。以下「改正規則」という。）が、令和８年５月21日に公布され、施行されたことから、下記の点に留意し、関係規定の適切な運用を推進されたい。

記

１　犯罪捜査規範の改正

(1)　電磁的記録提供命令の創設に伴う規定

ア　電磁的記録提供命令許可状の請求等の新設及び記録命令付差押許可状の請求等の廃止

(ｱ)　経緯等

改正法による改正前の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第99条の２、第218条第１項等の規定による記録命令付差押えが廃止され、改正法による改正後の刑訴法（以下「新刑訴法」という。）第218条第１項の規定により、司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、電磁的記録提供命令をすることができるとされた。

また、同条第３項の規定により、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、１年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずること（以下「秘密保持命令」という。）ができることとされ、同条第６項の規定により、秘密保持命令の許可の請求は、電

磁的記録提供命令許可状の請求をする際に、司法警察員からしなければならないとされた。

さらに、新刑訴法第222条第８項の規定により、電磁的記録提供命令をする場合において、令状の提示のため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができることとされ、同条第９項の規定により、この第８項の許可の請求は、電磁的記録提供命令許可状の請求をする際に、司法警察員からしなければならないとされた。

これに伴い、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号。以下「犯捜規」という。）第137条及び第138条が改正され、記録命令付差押許可状の請求に係る規定が、電磁的記録提供命令許可状の請求に係る規定に改められた。

また、司法警察員が電磁的記録提供命令許可状を請求する場合には電磁的記録提供命令許可状請求書（司法警察職員捜査書類基本書式例（以下「基本書式例」という。）様式第24号の２）によることとされた。

(ｲ)　留意事項

新刑訴法第218条第３項及び第６項の規定により、電磁的記録提供命令をする場合における秘密保持命令の許可の請求は、電磁的記録提供命令許可状の請求をする際にしなければならないとされている。

さらに、同法第222条第８項及び第９項の規定により、電磁的記録提供命令をする場合において、令状の提示のため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができ、この許可の請求は、電磁的記録提供命令許可状の請求をする際にしなければならないとされている。

そのため、これらの必要がある場合には、電磁的記録提供命令の許可状の請求を行う際に、併せて請求する必要があるので留意されたい。

これらの請求は、電磁的記録提供命令許可状請求書により行うこととなるので、事案に応じて、請求書の記載内容を適宜訂正されたい。

また、秘密保持命令は、１年を超えない期間を定めて行うものであるところ、事案に応じた必要な期間を記載した上で秘密保持命令の許可を請求するよう留意されたい。

イ　電磁的記録提供命令調書の作成（新犯捜規第151条）

電磁的記録提供命令をしたとき及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、電磁的記録提供命令調書（基本書式例様式第29号の２）を作成し、当該調書に押収品等目録（基本書式例様式第33号）

を添えること、押収品等目録提供書（基本書式例様式第35号）を相手方に提供することなどとされた。

この点について、電磁的記録提供命令をし、速やかに電磁的記録が提供された場合のほか、電磁的記録提供命令をしたものの、電磁的記録の提供まで時間的間隔がある場合であっても、基本的には、電磁的記録の提供を受けた時点で１通の電磁的記録提供命令調書を作成すれば足りる。

その一方で、電磁的記録提供命令をしたものの電磁的記録が提供されないおそれがある場合など、必要に応じて、その提供を待たずに、電磁的記録提供命令をした状況について電磁的記録提供命令調書を作成し、その後に、電磁的記録の提供があったときは、別途もう１通の電磁的記録提供命令調書を作成することも可能である。

電磁的記録提供命令調書は、電磁的記録提供命令のてん末を明らかにし、捜査及び公判での立証に備えるものであるから、当該命令の日時・場所、提供させた電磁的記録及び提供の方法、電磁的記録提供命令の経過等を所定の欄に遺漏なく記載するよう留意されたい。

また、秘密保持命令は、裁判官の許可を受けてするものであり、事案に応じて命令する場合と命令しない場合があるところ、秘密保持命令をした場合には、秘密保持命令違反があったときの重要な疎明資料となり得ることも考慮の上、秘密保持命令の日時・場所、経過等を電磁的記録提供命令調書の経過欄に遺漏なく記載するよう留意されたい。

電磁的記録提供命令により、電磁的記録を記録媒体に移転させて提供を受けた後、没収の言渡し等がない場合には、当該電磁的記録提供命令を受けた者に対し、当該電磁的記録の複写を許すなどの対応が必要となるので、電磁的記録提供命令調書又はこれに添付する押収品等目録に、記録又は移転の別を誤りなく記載することにも留意されたい。

さらに、新刑訴法第102条の２第１項第１号イに掲げる方法による電磁的記録提供命令により電磁的記録の提供をさせる場合は、電磁的記録を記録又は移転させた記録媒体を提出させることとなるところ、当該記録媒体の還付の際や、提供させた電磁的記録の処分の際の参考資料となるよう、電磁的記録提供命令調書に当該記録媒体の所有関係（電磁的記録提供命令を受けた者の所有に係るものか、捜査機関の所有に係るものかなど）を誤りなく記載するよう留意されたい。

ウ　秘密保持命令の取消し（新犯捜規第154条の２）

新刑訴法第218条第７項の規定により、秘密保持命令の必要がなくなったときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さな

ければならないとされた。

これに伴い、新犯捜規第154条の２が新設され、司法警察員が秘密保持命令の全部又は一部の取消しを書面又は電磁的記録でするときは、秘密保持命令取消書（基本書式例様式第62号）によることとされた。

この点、新刑訴法第218条第７項において、秘密保持命令の取消しを行う場合の方法は定められていないところ、秘密保持命令は、相手方に対して電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならないことを法的に義務付けるものであることから、秘密保持命令の取消しを行った場合には、これらの手続を行ったことを明確にしておく必要があるため、特段の事情がない限り、秘密保持命令取消書により行うこととされたい。

(2)　任意電磁的記録提供の明文化に伴う規定（新犯捜規第109条第４項等）

ア　経緯等

刑訴法に明文の規定は存在しないが、従前より、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者（以下「提供者」という。）から、電気通信回線を通じて電磁的記録を警察官の管理に係る記録媒体に記録する方法により、任意に電磁的記録の提供がなされ（以下「任意電磁的記録提供」という。）、警察官がこれを保管することは可能だったところ、改正法で電磁的記録提供命令という強制処分が創設されたことを踏まえ、任意電磁的記録提供についても明文化することとされ、新犯捜規第109条第４項を新設することとされた。

具体的には、任意電磁的記録提供を受けるときは、電磁的記録保管調書（基本書式例様式第23号の２）を作成することとされた。

また、提供者から電磁的記録を提供した旨の書面を徴するときは、任意電磁的記録提供書（基本書式例様式第21号の２）によることとされた。

イ　留意事項

任意電磁的記録提供は、飽くまでも提供者が任意に電磁的記録を提供するものであるから、元の電磁的記録を消去せず、警察官が管理する記録媒体に記録する方法によるものとされた。

このように、提供方法を警察官が管理する記録媒体に記録する方法によるものとした場合、提供者は、当該電磁的記録と同じ電磁的記録を保管するなどしていることから、当該電磁的記録に係る権利を奪われるという財産上の不利益を被っているものではない上、自ら端末を操作して電磁的記録を提供していることから、その提供が任意になされたものであるか否か

が問題となる場面は限定的であると考えられる。

また、この場合、提供者が面前にいない場合には、提供者から任意電磁的記録提供書を徴することが現実的に困難なこともある。

そのため、犯捜規第109条第１項の規定により任意提出書を徴する場合と異なり、任意電磁的記録提供書を必ず徴することとはされていない。

もっとも、任意電磁的記録提供書を徴さないとしても、提供を受けた経緯や提供者の言動等、提供の経過を記録する必要がある場合には、事案に応じて、捜査報告書等を作成すること。

(3)　電磁的記録が証拠物件と整理されることに伴う規定

ア　捜査主任官の行う職務への電磁的記録の出納の承認の追加（新犯捜規第20条）

従来、犯捜規で取り扱う証拠物件は、「犯罪捜査に関して押収された物件及びその換価代金」とされていたところ、新刑訴法第102条の２第１項第１号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録及び任意電磁的記録提供により提供された電磁的記録（以下「任意提供電磁的記録」という。）についても、証拠物件として取り扱うこととされた。

そこで、犯捜規第20条において定める捜査主任官の行う職務に、電磁的記録の出納の承認を追加することとした。

なお、同号イに掲げる方法による電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録は、刑訴法第110条の２の規定により差し押さえた電磁的記録に係る記録媒体と同様「押収された物」に該当する。よって、同号イに掲げる方法による電磁的記録提供命令により、電磁的記録を記録媒体に記録又は移転させた上、当該記録媒体を提出させた場合は、当該記録媒体を従前どおり有体物たる証拠物件として取り扱うこととなる。

他方、同号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録及び任意提供電磁的記録も、証拠物件の一類型として取り扱うことになるが、その受入れ、管理等は、当該電磁的記録が記録媒体に保存された状態で行うこととなる。

もっとも、提供を受けた電磁的記録が保存された記録媒体は証拠物件ではないため、記録媒体は証拠物件ではない旨を適宜表示するなどして区別するとともに、同号イに掲げる方法による電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録と区別するため、品名欄の記載を工夫する必要がある（例えば、前者は「ファイル名「○○」と題する電磁的記録（○○と記載の記録媒体に保存されたもの）」とし、後者は「○○と記載の記録媒体

（ファイル名「○○」と題する電磁的記録（等）が保存されたもの）」とすることなどが考えられる。）。

また、電磁的記録に係る数量欄の記載については、品名欄と合わせて当該電磁的記録が実質的に特定されていると判断できるよう、適切に記載されたい（例えば、「１ファイル」、「１データ」、「１つ」とすることなどが考えられる。）。

さらに、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録が、移転させる方法により提供されたものか、記録させる方法により提供されたものかは、証拠物件の処分に関わることから、証拠金品総目録等にその旨を適切に記入して把握しておくこと。

司法警察職員が、同号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令を行い、当該電磁的記録の提供を受けた際は、これを速やかにUSBメモリ、DVD－R、外付けハードディスク等の独立した記録媒体に全て複写すること。

この過程で、当該記録媒体とは別の記録媒体に一時的に記録された電磁的記録が存在する場合には、電磁的記録の適正な保管の観点から、これを速やかに消去すること。

なお、電磁的記録提供命令が取り消された場合、法律上は、当該電磁的記録を消去する義務はないものの、引き続き当該電磁的記録を保管することや証拠として用いることについては、事案によってはその妥当性について疑義が生じる場合もあり得るので留意されたい。

イ　電磁的記録の消去に係る消去等処分書の新設（新犯捜規第113条第２項）

これまで証拠物件は有体物に限られていたため、犯捜規において電磁的記録の消去に係る規定は置かれていなかったところ、改正法及び改正規則によって、電磁的記録が証拠物件と整理されることとなったことから、証拠物件の適正な処分として、有体物の廃棄に係る規定に合わせる形で、電磁的記録の消去に係る規定が新設され、消去等処分書（別記様式第11号の２）が新設された。

２　犯罪捜査共助規則の改正

犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第３号。以下「共助規則」という。）第４条において、犯罪捜査共助における共助依頼事項が列挙されているところ、新犯捜規第28条同様、改正規則による改正後の共助規則第４条においても、犯罪捜査共助における共助依頼事項の１つとして電磁的記録提供命令を追加することとされた。

３　国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の改正

国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和55年国家公安委員会規則

第４号。以下「書式例」という。）においては、国際捜査共助の調査等に関して作成する様式が定められているところ、改正法で電磁的記録提供命令が新設されたことに伴って改正された基本書式例同様、改正規則による改正後の書式例（以下「新書式例」という。）においても、電磁的記録保管調書（新書式例様式第８号）、任意電磁的記録提供書（新書式例様式第９号）及び秘密保持命令取消書（新書式例様式第21号）を新設し、記録命令付差押許可状請求書（書式例様式第15号）が電磁的記録提供許可状請求書（新書式例様式第17号）に改めるなどとされた。

４　少年警察活動規則の改正

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「少年規則」という。）第18条において、触法調査における調査主任官の職務を規定しているところ、電磁的記録が証拠物件と整理されることに伴い、改正規則による改正後の少年規則第18条で、電磁的記録の出納の承認を調査主任官の職務に追加することなどとされた。

５　少年法第６条の２第３項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の改正

少年法第６条の２第３項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「職務規則」という。）第２条において、還付等公告に関する事項が規定されているところ、改正法で電磁的記録提供命令が新設されたことを受け、職務規則第２条の還付等公告に関する事項において、電磁的記録提供命令により提供された電磁的記録に係る事項を追加することとされた。